

## 山口市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

利用予約等の手続きは「こども誰でも通園制度総合支援システム」で行ってください。  
 利用申込を行った時点（仮予約）より、当キャンセルポリシーの対象となります。  
 予約は、施設が利用承諾した時点で確定となります。

- 1 予約確定後に変更・キャンセルする場合は、利用予定日の前日16時までに、「こども誰でも通園制度総合支援システム」で手続きを行ってください。  
 「前日」は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を含めません。下記2から4までについても同じです。
- 2 やむをえず、利用予定日の前日の16時から当日までにキャンセルする場合は、予約した施設（以下「施設」という。）へ速やかに電話連絡の上、「こども誰でも通園制度総合支援システム」で手続きを行ってください（閉園時間帯は電話対応を行っておりません。）。
- 3 施設では、利用予約に対してお預かりする体制を整えているため、利用予定日の前日の16時から当日までにキャンセルをされた場合は、利用したものとみなし、予約時間に基づき利用時間枠の消費を行います（月10時間の利用枠から減算します。）。  
 また、この場合、利用料（キャンセル料）は徴収しませんが、給食費等の実費負担分は徴収する場合がありますので、施設のルールに基づきお支払いください。
- 4 無断キャンセルや送迎の遅れは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、おやめください。  
 度重なる無断キャンセルや送迎の遅れがあった場合は、利用をお断りすることがあります。  
 無断キャンセルをされた場合は、上記3と同じ取り扱いとします。

別表1（上記1～4関係）

	前日16時までの キャンセル	前日16時以降の キャンセル	無断キャンセル
利用料 (キャンセル料)	徴収しない	徴収しない	徴収しない
給食費等の実費	徴収しない	徴収する場合あり (施設による)	徴収する場合あり (施設による)
利用時間枠の消費	消費しない	消費する (予約時間分を減算)	消費する (予約時間分を減算)

※「前日」は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を含めません。  
 (例) 利用予定日が月曜日の場合は、前週金曜日の16時がキャンセル期限となります。

5 予約した開始時間より遅く登園された場合や、終了時間より早く降園された場合は、予約時間に基づき、利用料の徴収及び利用時間枠の消費を行います。

6 予約した終了時間を過ぎて降園された場合は、予約時間に超過時間を加えて、利用料の徴収及び利用時間枠の消費を行います。

超過時間が1～30分の場合は30分利用したものとみなします。超過時間が31分～1時間の場合は1時間利用したものとみなします。

この時間超過により月10時間の利用枠を超えた場合は、0歳児は1時間当たり1,700円(30分当たり850円)、1・2歳児は1時間当たり1,400円(30分当たり700円)を利用料に加えてお支払いください。

別表2 (上記5～6関係)

	開始時間より遅く登園	終了時間より早く降園	終了時間より遅く降園
利用料	予約時間分を徴収	予約時間分を徴収	予約+超過時間分を徴収
利用時間枠の消費	予約時間分を消費	予約時間分を消費	予約+超過時間分を消費

※予約した開始時間より早く利用することはできません。

(例) 予約した時間が9時から11時までの場合

	9時30分に登園	10時30分に降園	11時40分に降園
利用料	2時間分を徴収	2時間分を徴収	3時間分を徴収
利用時間枠の消費	2時間分を消費	2時間分を消費	3時間分を消費

7 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、できるだけ速やかにキャンセルの電話連絡をしてください。なお、この場合も、上記3のとおりとなります。

- ・前日または当日に、発熱・下痢・嘔吐があった場合
- ・前日または当日に、発熱はなくとも体調不良や感染症にかかっている場合
- ・ご家族が感染症にかかっている場合

8 台風等による荒天や災害の恐れがある場合など、緊急に施設の判断で利用をお断りさせていただくことがあります。この場合は、利用料や給食費等の実費負担分は徴収しません。また、利用時間枠の消費は行いません。